

平成17年1月25日

N P O 法人  
リーガルセキュリティ倶楽部  
理事長 生 千歳 様

西日本電信電話株式会社  
お客様相談センター  
所長 鳥居 文彦

## 「施設設置負担金に関する公開質問」に対する回答について

平素より弊社事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、平成17年1月12日付けで弊社代表取締役社長宛に頂きました公開質問状につきまして、下記のとおり回答申し上げます。

今後とも弊社事業に一層のご理解を賜りますよう心からお願い申し上げます。

### 記

(ご質問に対する回答)

#### 1について

施設設置負担金は、加入電話などの新規ご契約の際にお支払いいただく料金の一つです。電話設備を建設するには多額の資金が必要となりますが、お客さまよりお支払いいただきました施設設置負担金によりこの資金の一部を賄うことで、円滑な資金調達が可能となり、電話網の構築、安定的なサービス提供に役立ててまいりました。この施設設置負担金については、お客さま宅から弊社の市内交換ビルまでの区間に敷設する電話設備（ケーブル、電柱など）の建設費用に全額充当しているところであり、これによりお客さまに月々お支払いいただく基本料金を割安な水準とさせていただいているところでございます。

今回の施設設置負担金の見直しは、総務省情報通信審議会の答申を踏まえて、電話加入数が減少に転じる中で、電話の早期普及のための設備資金の調達手段としての意義が低下してきていること等を背景に半額に値下げすることとしたものであります。

なお、今後の見直しについては、お客様のご理解を得つつ、電話加入権市場の動向や関連諸制度の見直しとの関係を見極めて、検討していく考えであり、施設設置負担金の廃止を前提としたアンケート調査結果に対する感想、意見についてのコメントは差し控えたいと存じます。

#### 2について

今回の施設設置負担金の値下げにより、今までご契約いただいたお客さまと3月以降にご契約いただくお客さまとは施設設置負担金のお支払い額に差が生じますが、料金の水準は物価の変動や市場環境の変化などに応じて見直していくものであり、今回の料金変更により、お客さまのご負担額に変動が生じることについても、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、施設設置負担金の料金については、昭和27年（日本電信電話公社発足）以降、値上げを含めて5回の料金改定を実施してまいりましたが、これまでお支払い額の差に対して特段の措置等は行ってきておりません。

なお、本年1月1日より弊社経常利益にほぼ匹敵する年間約800億円にも及ぶ基本料等の大幅な値下げを実施しているところであり、格別のご理解を賜りますようお願いいたします。

### 3について

弊社では、加入電話などの新規ご契約の際に、施設設置負担金を一括でお支払いいただくか、又はライトプランをご契約いただくかいずれかをお客様に選択していただいております。したがって、お客様におかれましては、ご自身のご利用期間等を勘案されたうえで、プランを選択していただくことになっており、ご質問のように施設設置負担金を一括でお支払いになるお客様にとって一律に不公平であるとは言えないのではないかと考えております。

### 4について

電話加入権とは、「加入電話契約者が加入電話契約に基づいて加入電話の提供を受ける権利」（弊社電話サービス契約約款第21条）であります。この権利により、全国いつでもどこでも電話サービスをご利用いただくことができます。

電話加入権については、取引市場における需給状況により、財産的価値が定まり、その価値を前提に法令によって、質権の設定が認められているほか、非減価償却資産として取り扱う等の諸制度が設けられています。これらの諸制度は、法令制定時にはその時代の社会実態を背景として、それぞれその必要性に基づいて設けられたものと考えますが、その後、市場環境等が大きく変化してきており、関係方面での見直しの必要性が高まっているものと考えております。この電話加入権の取引については旧公衆電気通信法において譲渡が認められていたことを前提として、純然たる民間において実施されておりますが、同じく一企業である弊社が、こうした取引を禁止することは不可能です。

また、弊社としては、政府に税法上の扱いについて必要な措置を講じていただくよう、総務省情報通信審議会の公開ヒアリングの席上等において公式にお願いしているところであり、このような弊社の意見等も踏まえて昨年10月に公表された総務省情報通信審議会答申においても、政府が税法上の扱いについて必要な措置を検討するように求める内容が盛り込まれたところであります。

なお、携帯電話の新規加入料が廃止された際においても、当時のNTTから損金算入を認める等の税制上の措置を要望し、それが実現されたことから、弊社としては、同様の措置が認められるよう、継続して要望していく考えです。

### 5について

弊社は、今回の施設設置負担金の見直しにあたり、算定根拠を含め事前の情報開示を行うとともに、お客さまのご理解を得られるよう、電話料金の請求書等に同封するハローインフォメーションや新聞広告等を用いてお客さまへの周知を図ることにより、お客さまへの適切な説明に努めているところであり、今後も、お客さまにより一層のご理解をいただけるよう取り組んでまいります。

ご質問にあります集団訴訟の提起につきましては弊社から意見を申し上げる立場にございません。

なお、過去の同様の訴訟案件として、携帯電話の新規加入料廃止時及びINSネット64・ライトの提供時において、施設設置負担金の返還を求めてきた訴訟がございしますが、いずれの場合も最高裁において棄却されていることを付言しておきます。

#### (参考)

携帯電話の新規加入料廃止時における施設設置負担金の返還訴訟【最高裁判所平成10年(オ)第1392号】  
INSネット64・ライトの提供時における施設設置負担金の返還訴訟【最高裁判所平成11年(オ)第567号】